

## 郡山市公共基準点管理保全要綱

(目的)

第1条 この要綱は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき郡山市が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の一般的取扱及び管理保全に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において公共基準点とは、都市再生街区基本調査により設置された街区三角点並びにその節点・街区多角点並びにその節点・街区補助点（以下「街区基準点」という。）並びに地籍調査事業により設置された図根三角点・多角点（以下「図根点」という。）であつてかつ永久標識を設置したものをいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、郡山市農商工部農林基盤整備課とする。

(管理保全)

第4条 市は公共基準点の管理保全をこの要綱及び郡山市公共基準点復元測量作業実施要領（以下「復元要領」という。）に基づき適切に行い、適正にその管理保全に努める。

2 この要綱及び復元要領に定めのない事項については、地籍調査作業規定準則及び同運用基準又は都市再生街区基本調査作業規定及び運用基準並びに同別表に基づき行う。

(公共基準点の使用手続)

第5条 公共基準点を使用するものは、あらかじめ公共基準点使用承認申請書（様式第1号）により市長へ申請し、公共基準点使用承認書（様式第2号）により承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認を受けたものは、公共基準点の使用後に公共基準点使用報告書（様式第3号）により使用結果を市長に報告しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、土地家屋調査士会は、公共基準点使用包括承認・交付申請書（様式第4号）により市長へ申請し、公共基準点使用包括承認書（様式第5号）による承認を受けることができる。

4 土地家屋調査士会は前項の規定による承認を受けた場合は、当該公共基準点の使用後に公共基準点使用報告書（様式第6号）により、月単位で使用結果を市長に報告するものとする。

5 公共基準点を使用するもの又は土地家屋調査士は、公共基準点使用承認書又は公共基準点使用包括承認書の写しを常時携行し、市職員又は土地所有者等の請求があつた場合は、速やかにこれを提示しなければならない。

6 市長は、使用承認を受けた申請者若しくはその使用者又は土地家屋調査士会若しくはその使用者がこの要綱又は公共基準点使用承認条件に違反したときは、その使用承認を公共基準点使用承認取消通知書（様式第7号）により取り消すことができる。

7 前項の規定により取り消された申請者は、直ちにその使用を停止するとともに使用承認及び交付を受けた成果を速やかに市長に返還しなければならない。

(工事施工の届出)

第6条 道路工事等の事業を行う者（以下「原因者」という。）が、公共基準点付近でその効用に支障をきたすおそれのある工事を施工する場合は、あらかじめ公共基準点付近での工事施工届出書（様式第8号）を市長に提出し、市長の指示に基づき公共基準点の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、次条第1項の規定による公共基準点の一時撤去又は移転の承認を申請する場合は、

公共基準点付近での工事施工届出書の提出を省略することができる。

工事施工届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、平面図及び断面図（掘削位置及び公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 引照点図及び市長の指示する測量資料
- (3) 写真（公共基準点、公共基準点周辺及び全引照点を確認できるもの）

2 前項の効用に支障をきたすおそれのある工事とは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 掘削底面端から45度以上の線に公共基準点の構造物が入る掘削工事
- (2) 車輛及び重機等の振動が公共基準点に影響を及ぼす杭打ち及び杭抜き工事のうち、公共基準点から杭、車輛及び重機等までの距離が5メートル以下となる工事
- (3) その他公共基準点の効用に支障をきたすと認められる工事

3 公共基準点付近での工事が竣工した原因者は、速やかに公共基準点付近での工事竣工報告書（様式第9号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

工事竣工報告書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 竣工写真（公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの）
- (2) 公共基準点の異状の有無が確認できる測量資料（着工前及び竣工後が対比できる引照点図並びに市長の指示に基づく公共基準点の保全に必要な点検測量の成果）

4 公共基準点付近の工事により、公共基準点の効用に支障をきたした場合は、原因者は市長との協議後、公共基準点復元承認申請書（様式第10号）により市長に申請し、公共基準点復元承認書（様式第11号）により復元の承認を受けなければならない。

（一時撤去及び移転）

第7条 原因者は公共基準点の一時撤去（公共基準点を従前の点と同じ座標に再現するための準備がなされた状態で撤去し、復元することをいう。以下同じ。）又は移転をする場合は、あらかじめ公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書（様式第12号）により市長に申請し、公共基準点（一時撤去・移転）承認書（様式第13号）による承認を受けなければならない。

申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 位置図、平面図及び断面図（掘削位置及び公共基準点の位置関係を明示したもの）
- (2) 写真（公共基準点及び公共基準点周辺を確認できるもの）
- (3) 引照点図又は再設置位置図（新旧位置の関係が確認できるもの）

2 公共基準点の一時撤去及び移転の工事並びにその測量は、復元要領に基づき実施しなければならない。

3 公共基準点の設置されている土地若しくは建物の所有者又は管理者（以下「土地所有者等」という。）は、その都合により公共基準点を一時撤去又は移転をする場合は、公共基準点（一時撤去・移転）請求書（様式第14号）を市長に提出しなければならない。

（機能の回復）

第8条 第6条第3項又は前条第1項若しくは第3項の規定により一時撤去又は移転をした公共基準点の測量標を設置する工事（以下「設置工事」という。）は、原因者が行わなければならない。

2 前項の場合において、原因者は原則として既設の測量標を再使用し、既設と同様の構造により、当該公共基準点を再設置し、測量の成果を修正するものとする。

3 前1項の場合において、原因者は既設の測量標の使用及び同一構造による設置が不可能な場合は、市長と協議の上変更することができる。

4 原因者以外の者が、故意又は過失により公共基準点を汚損し、損傷し、又は滅失した場合は、前

3項の規定を準用する。

5 測量成果の修正（以下「測量作業」という。）に必要な手続きは、測量法第36条、第37条第3項及び第40条並びに関係法令の規定に基づき、郡山市が行うものとする。

6 土地所有者等による公共基準点の一時撤去又は移転の請求があった場合は、郡山市が公共基準点の一時撤去又は移転を行うことができる。

（設置工事）

第9条 原因者は、設置工事における公共基準点の測量標の設置位置及び設置施工方法について、舗装復旧前に市長と協議しなければならない。

2 原因者は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を撮影しなければならない。

3 設置工事が竣工した原因者は、速やかに公共基準点設置工事竣工報告書（様式第15号）に前項の写真を添えて市長に提出し、検査を受けなければならない。

4 原因者は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

（費用の負担）

第10条 公共基準点の設置工事に要する費用（既設の公共基準点の取壊し費用を含む。以下「設置費用」という。）及び公共基準点の測量作業に要する費用（以下「測量費用」という。）の負担は次の表を標準とする。

区 分	設 置 費 用	測 量 費 用 (再設法による場合)	測 量 費 用 (偏心法による場合)
市内部所管原因者	○	○	○
占用企業者原因者 その他の原因者	○	○	○
事故原因者	○	○	○
土地所有者等原因者	×	×	×

注1 ○印は左欄の該当者が原因者として設置工事を施工することで費用負担する。

2 ×印は郡山市が負担するのを原則とするが、占用時の所有者と異なる場合は別途協議とする。

（その他）

第11条 この要綱により難しい場合又はこの要綱に定めのない事項についての取り扱いは、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年8月1日から施行する。

(様式第1号)

## 公共基準点使用承認申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所

氏名

郡山市公共基準点管理保全要綱第5条第1項により郡山市公共基準点の使用について、下記のとおり申請します。

記

使用目的		
使用期間	承認の日から 年 月 日まで ( 日間)	
測量地域		
使用する 公共基準点	( 街区基準点・地籍図根点 )  計 点	
測量方法		
測量計 画機 関	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
測量作 業機 関	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
備 考		

(様式第2号)

## 公共基準点使用承認書

様

郡山市公共基準点の使用について、下記のとおり承認します。  
記

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	
測量地域		
使用する 公共基準点	( 街区基準点・地籍図根点 )  計 点	
測量方法		
測量 作業 機 関	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
承認条件 1 公共基準点使用条件（別紙1）を遵守すること。 2 使用終了後は、公共基準点使用報告書（様式第3号）を提出すること。  第 一 号 年 月 日  郡山市長 ○ ○ ○ ○		
担当連絡先	郡山市農商工部農林基盤整備課国土調査係 TEL：024-924-3921	

## 公 共 基 準 点 使 用 条 件

- 1 公共基準点の使用に当たっては、作業者は立入る施設の管理者にあらかじめ計画機関名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内の立入りは、日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 作業者は、使用時に使用承諾書を常時携帯すること。
- 4 使用に当たっては、公共基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。
- 5 基準点本体及び立入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに公共基準点管理者に連絡すること。
- 7 使用者は、公共基準点の使用を完了したときは、速やかに公共基準点使用報告書（様式第3号）を提出すること。提出されない場合は、以後公共基準点の使用を承認しない場合がある。

(様式第3号)

## 公共基準点使用報告書

年 月 日

郡山市長

報告者 住所  
名称

担当者

郡山市公共基準点の使用結果を、下記のとおり報告します。

記

使用目的		
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	
測量地域		
使用した 公共基準点	( 街区基準点・地籍図根点 )  計 点	
使用承認番号	第 一 号	
測量 作業 機関	名称	
	担当者氏名	
	所在地	TEL
使用結果 (精度)		
特記事項	( 亡失点、異状点の状況を記載 )	

(様式第 4 号)

## 公共基準点使用包括承認・交付申請書

年 月 日

郡 山 市 長

申請者 住 所  
団体名  
氏 名  
連絡先

郡山市公共基準点管理保全要綱第 5 条第 3 項の規定により郡山市公共基準点の使用  
について、下記のとおり包括承認及び成果の交付を申請いたします。

記

使用目的	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
測量地域	街区基準点及び地籍図根点が存在する全ての地域
使用する 公共基準点	郡山市が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての 街区基準点及び地籍図根点
測量方法	G P S ・ T S 等
測量 作業 担当者	氏 名
備 考	

(様式第5号)

## 公共基準点使用包括承認書

様

郡山市公共基準点の使用について、下記のとおり承認します。  
記

使用目的			
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
測量地域			
使用する 公共基準点	郡山市が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての 街区基準点及び地籍図根点		
測量方法	GPS ・ TS等		
測量 作業 担当者	氏名		
承認条件 1 郡山市公共基準点管理保全要綱及び公共基準点使用条件（別紙2）を遵守すること。			
第 一 号 年 月 日 郡山市長 ○ ○ ○ ○			
担当連絡先	郡山市農商工部農林基盤整備課国土調査係 TEL：024-924-3921		

## 別紙2

### 公 共 基 準 点 使 用 条 件

- 1 この承認された公共基準点を使用する者は、その団体等の会員（以下「使用者」という）のみとし、その他の者に成果の使用や複写等を行ってはならない。
- 2 この公共基準点の使用承認機関は、承認された日から年度末までとする。
- 3 公共基準点の使用に当たっては、使用者は立入る施設の管理者にあらかじめ身分、作業目的、連絡先等を明らかにし、立入りの承諾を得るとともに事故・問題等が生じた場合は、責任を持って対応・解決を図ること。
- 4 使用者の施設内の立入りは、日曜日、土曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。
- 5 使用者が公共基準点を使用するときは、その取扱いに留意し保全に努めるとともに周辺を汚さないこと。
- 6 公共基準点本体及び立入り施設に損害を与えた場合は、使用者並びに申請者の費用により、原形復旧すること。
- 7 使用者は、公共基準点及びその周辺の現況や測量箇所付近で工事の予定がある場合は速やかに公共基準点管理者に連絡すること。
- 8 使用者は、公共基準点の使用を完了したときは、それを使用し測量した成果等の写し等の書類及び公共基準点使用報告書（様式第6号）に記入するとともに、包括承認を受けた者がそれを取りまとめ、1ヶ月に一度、公共基準点管理者（市長）へ提出・報告すること。
- 9 この使用条件及び郡山市公共基準点管理保全要綱に違反・不正等があった場合は、直ちに包括使用承認を取り消すとともに、承認を取り消された団体等はそれを使用してはならない。また、交付された成果等は速やかに市長に返還すること。



(様式第7号)

## 公共基準点使用承認取消通知書

年 月 日

様

郡山市長 ○ ○ ○ ○

公共基準点の使用について、郡山市公共基準点管理保全要綱及び公共基準点使用条件に違反等があったため、同要綱第5条第6項に基づき下記の使用承認・交付を取消します。

したがって、貴職に交付した公共基準点の成果の写し他のすべての資料を直ちに管理者へ返却してください。

記

承認番号		
成果返却期限		
申請者	住所	
	団体名	
	代表者名	
	TEL	
備考		
担当連絡先	郡山市農商工部農林基盤整備課国土調査係 TEL：024-924-3921	

(様式第8号)

## 公共基準点付近での工事施工届出書

年 月 日

郡 山 市 長

届出者 住 所

氏 名

印

郡山市公共基準点管理保全要綱第6条第1項の規定により下記のとおり届出します。  
記

工事件名		
工事場所		
工事期間		年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)
工事概要		
公共基準点番号		( 街区基準点・地籍図根点 )
占用 企業者	名 称	
	代表者氏名	
	所 在 地	TEL
工事 請負者	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
添 付 資 料		1 位置図    2 平面図    3 断面図    4 引照点図 5 現地写真    6 その他

(様式第9号)

## 公共基準点付近での工事竣工報告書

年 月 日

郡山市長

報告者 住所

氏名

印

担当者

年 月 日に届け出た公共基準点付近での工事が竣工しましたので、下記のとおり報告します。

記

工事件名		
工事場所		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	
公共基準点番号	( 街区基準点・地籍図根点 )	
公共基準点 の状況	(1) 測量標のき損状態：	
	(2) 構造物のき損状態：	
	(3) その他：	
工事請負者	名称	
	担当者氏名	
	所在地	TEL
添付資料	1 竣工写真    2 引照点図    3 測量資料    4 その他	

(様式第10号)

## 公共基準点復元承認申請書

年 月 日

郡 山 市 長

申請者 住 所

氏 名

Ⓜ

担当者

工事等の支障になる公共基準点の復元を行うことについて、郡山市公共基準点管理保全要綱第6条第4項の規定により下記のとおり承認申請いたします。

記

復元理由		
復元方法・内容		
復元場所		
復元する 公共基準点	( 街区基準点・地籍図根点 )	
復元期間	年 月 日から 年 月 日まで ( 日間)	
復元 工事 請負者	名 称	
	代表者氏名	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
添 付 資 料	1 平面図 2 引照点図 3 現地写真 4 その他	

(様式第 1 1 号)

## 公共基準点復元承認書

様

年 月 日に申請のありました公共基準点の復元について、下記のとおり承認します。

記

### 承認事項

復元方法・内容

復元場所

復元する  
公共基準点

( 街区基準点・地籍図根点 )

復元完了期限

年 月 日とする。

担当者氏名

連絡先

#### 承認条件

- 1 測量標設置は、郡山市公共基準点管理保全要綱に定めた構造とします。
- 2 測量標設置工事完了後は、速やかに公共基準点設置工事竣工報告書（様式第 1 5 号）を提出し、郡山市の検査を受けてください。
- 3 検査に合格したときには、速やかに郡山市へ公共基準点を引き渡すこととする。
- 4 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て農林基盤整備課と協議してください。

第 一 号

年 月 日

郡山市長 ○ ○ ○ ○

担当連絡先

郡山市農商工部農林基盤整備課国土調査係

TEL : 0 2 4 - 9 2 4 - 3 9 2 1

(様式第12号)

## 公共基準点（一時撤去・移転）承認申請書

年 月 日

郡山市長

申請者 住所

氏名

印

担当者

工事等の支障になる公共基準点の（一時撤去・移転）について、郡山市公共基準点管理保全要綱第7条第1項の規定により下記のとおり申請いたします。

記

一時撤去・移転理由		
一時撤去・移転方法（内容）		
工事件名		
工事場所		
一時撤去・移転する公共基準点	（ 街区基準点・地籍図根点 ）	
移転する場合の移転候補地		
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
一時撤去・移転期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 日間）	
工事請負者	名称	
	代表者氏名	
	担当者氏名	
	所在地	TEL
添付資料	1 位置図 2 平面図 3 断面図 4 現地写真 5 引照点図（再設置位置図） 6 その他	

(様式第13号)

## 公共基準点（一時撤去・移転）承認書

様

年 月 日に申請のありました公共基準点の（一時撤去・移転）について、下記のとおり承認します。

記

### 承認事項

一時撤去・移転方法(内容)	
一時撤去・移転場所	
一時撤去・移転する公共基準点	( 街区基準点・地籍図根点 )
一時撤去・移転完了期限	年 月 日とする。

#### 承認条件

- 1 復元位置については、舗装復旧する前に必ず連絡してください
- 2 測量標復元は、既存（別図参照）の構造とします。
- 3 測量標復元工事完了後は、速やかに公共基準点復元工事竣工報告書（様式第15号）を提出し、郡山市の検査を受けてください。
- 4 検査に合格したときには、速やかに郡山市へ公共基準点を引き渡すこととする。
- 5 承認後、承認内容に変更が生じた場合は、その旨を速やかに届け出て農林基盤整備課と協議してください。

第 一 号

年 月 日

郡山市長 ○ ○ ○ ○

担当連絡先

郡山市農商工部農林基盤整備課国土調査係

TEL : 024-924-3921

(様式第14号)

## 公共基準点（一次撤去・移転）請求書

年 月 日

郡山市長

請求者 住所

氏 名

印

郡山市公共基準点管理保全要綱第7条第3項の規定により公共基準点の（一次撤去・移転）を下記のとおり請求します。

記

一次撤去・移転 理由	
請求場所	
一次撤去・移転 する公共基準点	（ 街区基準点・地籍図根点 ）
請求期限	年 月 日まで
備 考	

(様式第15号)

## 公共基準点設置工事竣工報告書

年 月 日

郡 山 市 長

報告者 住 所

氏 名

印

担当者

年 月 日に届け出た公共基準点設置工事が竣工しましたので、下記のとおり報告します。

記

工事件名		
工事場所		
設置工事竣工日		年 月 日
公共基準点番号		( 街区基準点・地籍図根点 )
工事請負者	名 称	
	担当者氏名	
	所 在 地	TEL
添 付 資 料	1 竣工写真    2 測量成果    3 引照点図    4 その他	